

税

などの納付について

税に関するお問い合わせは 税務課税務グループ☎ 2513

納税（納入）通知書について

平成29年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。

町税や保険料は、納期限内に納付してください。事情により期限内の納付が難しい方は、相談に応じますので、お早めにご連絡ください。

なお、納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなどと感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町（後期高齢者医療保険料にあっては北海道）に對して審査請求することができます。

町道民税

町道民税（住民税）は、その年の1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、一定の所得がある方に対しても課税されます。例えば、前年中に退職された方でも、退職手当に類する分を除いた前年の所得に対して課税されます。

納税通知書 紹介から特別徴収（天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）の方は6月上旬に送付します。

▽年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。

ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。

年金以外の所得に対しても課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して普通

徴収または給料からの特別徴収で納めていたいただくことがあります。対象者には、7月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税

税率が変更になります

国民健康保険税は、同一の世帯の方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。

今年度から、次の二点について課税の仕組みが変わります。

※詳細はお尋ねください。
①税率が変更になります。詳

細は下表をご覧ください。
②加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が、昨年に引き続きさら

固定資産税

区	分		税率（平成28年度）	税率（平成29年度）
	所得割	繰り返し		
①医療分 (0歳~74歳の方)	所得割	繰り返し	5.2%	6.5%
	資産割	固定資産税額の	45.0%	51.0%
	均等割	1人当たり	20,500円	24,000円
	平等割	1世帯当たり	26,000円	30,000円
②後期高齢者支援分 (0歳~74歳の方)	所得割	繰り返し	2.55%	3.2%
	資産割	固定資産税額の	5.0%	5.4%
	均等割	1人当たり	8,000円	9,000円
	平等割	1世帯当たり	9,000円	10,500円
③介護保険分 (40歳~64歳の方) ※1日が誕生日の場合はその前月から	所得割	繰り返し	1.4%	1.7%
	資産割	固定資産税額の	7.5%	8.6%
	均等割	1人当たり	7,500円	9,000円
	平等割	1世帯当たり	7,500円	9,000円

▽昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が昨年度よりも

納税通知書 7月上旬に送付します。
固定資産税は、1月1日在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対しても課税されます。

事前にお申し出ください。

年金から特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。
口座振替をご希望の方は、